

# 科目4

## 精神保健福祉相談員の役割

---

### 講義4

#### 都道府県における精神保健福祉業務の実践

# 1)適切な医療の確保に向けた 精神医療との連携

---

# 都道府県主管課(本庁)の役割

## 概要

- (障害)福祉部門、保健(健康)部門、医療部門で精神保健福祉関連業務を実施している。
- 保健師、精神保健福祉相談員等の専門職が配置されている都道府県が多い

## 主な業務内容

- 1 体制整備・予算確保
  - ・精神科救急、災害精神医療、医療観察法、依存症対策、自殺対策 等
  - \*ひきこもり、てんかん、高次脳機能障害、発達障害等を精神部門で実施している都道府県もある。
- 2 計画策定・進捗管理
  - ・医療計画、依存症等対策推進計画、自殺対策推進計画、障害福祉計画等
- 3 会議
  - ・精神科救急システム調整会議、都道府県の協議の場、保健所業務連絡会議等
- 4 精神科病院に対する指導監督等の実施主体
- 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実施主体

## 今後の取組

- 精神科病院の虐待防止に向けた取組
- 入院者訪問支援事業 等

# 精神保健福祉センターの役割

## 概要

- 精神保健福祉法第6条に基づき、都道府県や指定都市が設置する精神保健福祉に関する**総合的技術センター**として、地域の精神保健福祉に関する活動推進の中核的な機能を備えなければならない。
- センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。
- 地域自殺対策推進センターやひきこもり地域支援センターの機能をもつ精神保健福祉センターもある。

## 業務

- (1) 企画立案
- (2) **技術支援**
- (3) **人材育成**
- (4) 普及啓発
- (5) 調査研究
- (6) 精神保健福祉に関する相談支援
- (7) 当事者団体等の育成及び支援
- (8) 精神医療審査会の審査に関する事務
- (9) 精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定
- (10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務
- (11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援
- (12) 診療機能、デイケアや障害福祉サービス等に関する機能
- (13) その他

# 保健所の役割

都道府県保健所 352ヶ所 (令和6年度設置数)  
指定都市保健所 26ヶ所 その他政令市保健所 5ヶ所  
東京都23区 23ヶ所

## 概要

- 保健所は、地域精神保健福祉業務(地域における精神保健及び精神障害者福祉の業務をいう。)の中心的な行政機関である。
- 精神保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体、家族会、教育機関等の関係機関を含めた地域社会との緊密な連携のもとに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念を踏まえつつ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の相談支援、早期治療の促進を図るとともに、住民の精神的健康の保持増進や精神障害に対する誤解や社会的偏見をなくす活動を行うものとする。

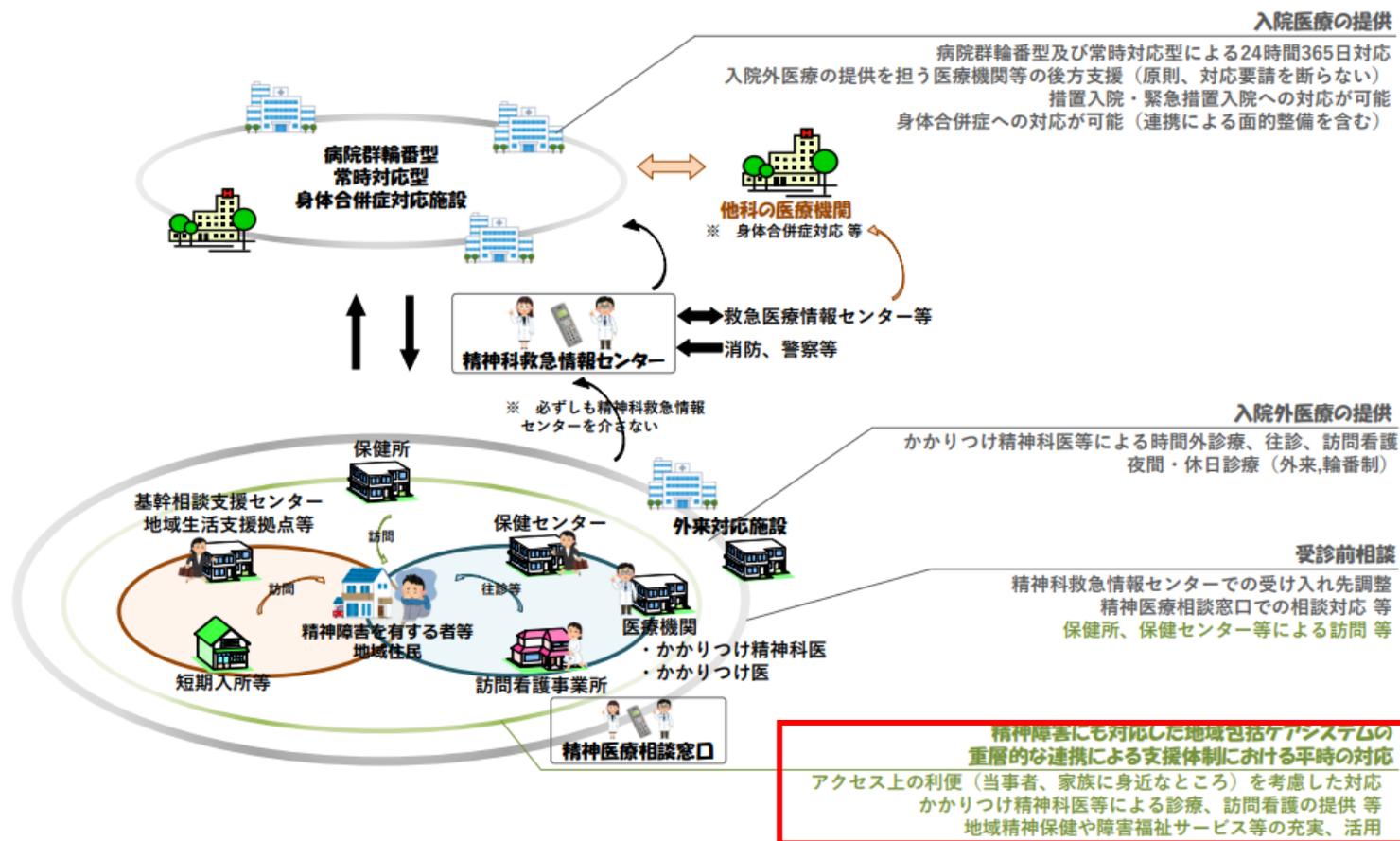
## 業務

- 1 市町村に対する支援
- 2 相談支援
- 3 地域生活支援
  - (1) 退院が困難と予測される入院患者の退院後支援
  - (2) 社会資源等の情報提供と連携
  - (3) 各種社会資源の整備促進及び運営支援
  - (4) 集団支援等の実施
- 4 人材育成
- 5 精神保健福祉に関する普及啓発
  - (1) メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害者に関する知識の普及
  - (2) 精神障害者等及びその家族等を対象とした講座・教室
- 6 当事者団体等の育成・支援
- 7 入院等関係
  - (1) 入院等関係事務の実施
  - (2) 移送に関する手続の実施
  - (3) 関係機関との連携
  - (4) 人権擁護の促進
  - (5) 精神科病院に関する指導監督
- 8 企画立案及び情報提供
  - (1) 現状の把握及び情報提供
  - (2) 保健医療福祉に係る計画の策定・実施・評価の推進

# 保健所圏域では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの重層的な連携による支援体制における**平時の対応**の構築が必要

## 精神科救急医療体制のイメージ

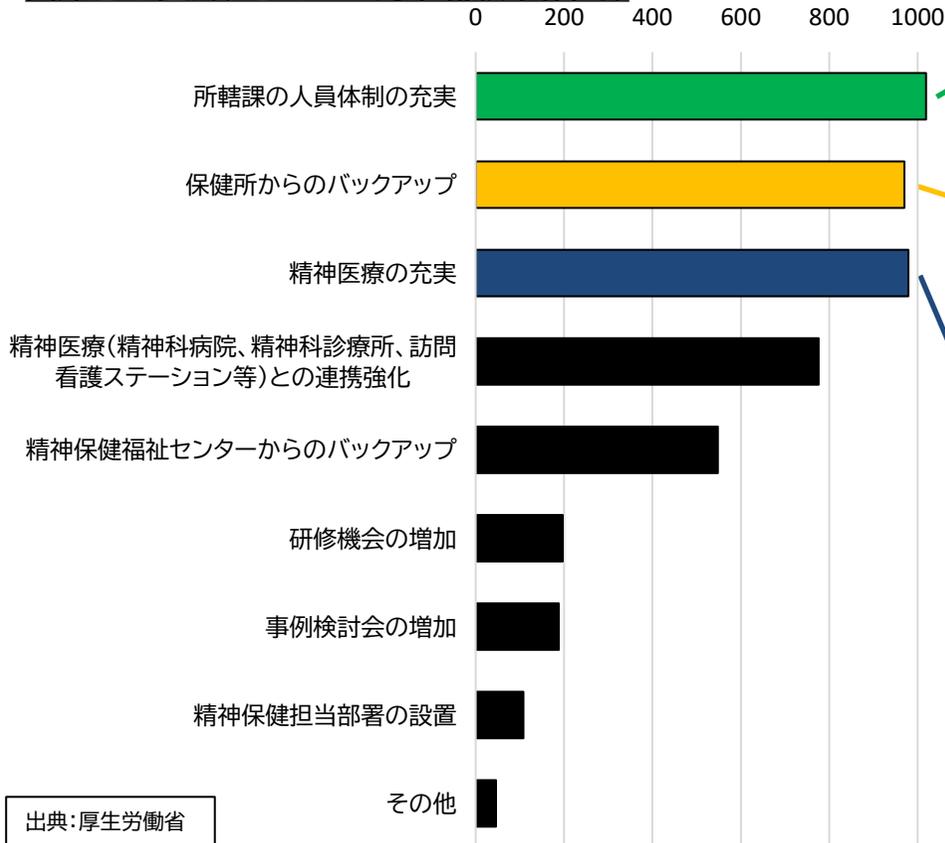
※ 精神科救急医療体制連絡調整委員会及び精神科救急医療圏域ごとの検討部会で協議し、地域の実情に合わせて体制を構築する必要がある



※ 精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループでの意見、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」（令和2年3月4日障発0304第2号）及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和2年4月13日医政地発0413第1号）別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」を参考に作成

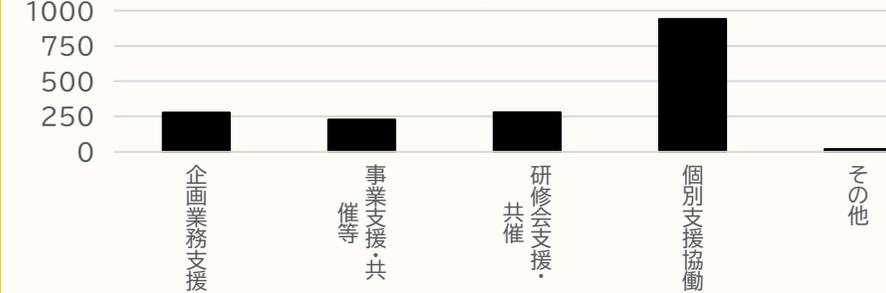
- 精神保健福祉相談における困難さを軽減するための対策としては「所管課の人員体制の充実」、「保健所からのバックアップ」、「精神医療の充実」の順で回答数が多かった。
- 「所轄課の人員体制の充実」では、専門職(精神保健福祉士等)の配置・充実を望んでいた。
- 「保健所からのバックアップ」では、「個別支援での協働(困難事例の調整、助言、危機介入、家庭訪問等)」が望まれる事項として多かった。
- 「精神医療の充実」では、「精神科医による往診・訪問診療等」、「児童思春期精神科医療の充実」、「精神科救急医療の充実」が望まれる事項として多かった。

困難さを軽減するための対策(複数回答可)



充実が望まれる人員体制(上位3職種等)  
1精神保健福祉相談員 2精神保健福祉士 3心理職

保健所のバックアップとして望まれる事項



精神医療の充実として望まれる事項



# 都道府県と市町村の医療連携例

	①医療・支援を受けていない重症者	②虐待・独居者など生活環境の困難さを有する者	③早期支援を有する者
都道府県 主管課	精神科救急医療体制整備事業		
精神保健福祉センター	事例検討、研修等による技術支援 多職種アウトリーチ支援(※一部自治体)		
保健所	保健所嘱託医の活用 多職種アウトリーチ支援 (*委託契約等でも一部自治体実施)		
市町村	(保健)精神保健相談、母子保健、自殺対策 (福祉)重層的支援体制整備事業 (介護)認知症初期集中支援チーム 等		

# 医療機関、都道府県・保健所、市町村との連携例

## 受診前

- 保健所:未治療、医療中断者、精神保健に課題のある人等への多職種によるアウトリーチ支援も活用した訪問支援 等
- 市町村:精神保健に課題のある人に対して保健所と協働での訪問支援 等

## 入院中

- 都道府県:入院者訪問支援事業を活用も含めた入院患者への関わり
- 市町村:市町村長同意による医療保護入院者への面会や地域移行支援

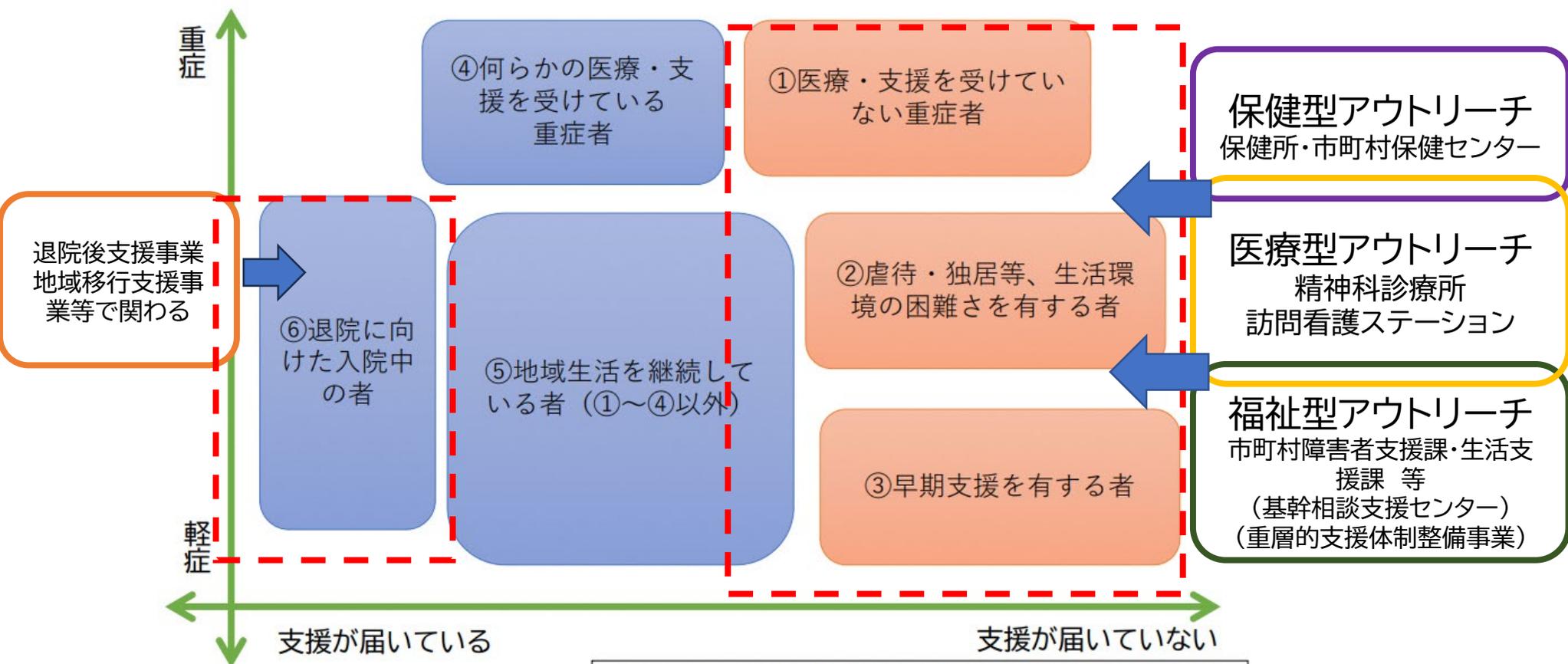
## 退院前

- 保健所・市町村:医療機関の退院後生活環境相談員と連携した退院前支援 等

# 地域における医療と連携した相談支援体制イメージ

- 保健・医療・福祉の相談支援体制を「協議の場」で考えることが大切

## 地域生活を要する精神障害者の多様な状態像



## 2)市町村支援、人材育成による 体制整備

---

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援ポータルサイトで情報をみて、**都道府県**の**特色(強み)**を知る

厚生労働省  
精神障害にも対応した  
地域包括ケアシステム  
構築支援情報ポータル

検索...

TOP にも包括とは 実践情報 世界メンタルヘルスデー 関連会議 リンク

### 各都道府県等の取組

#### 都道府県

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県
山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
鹿児島県	沖縄県			

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業  
自治体情報シート

## D県

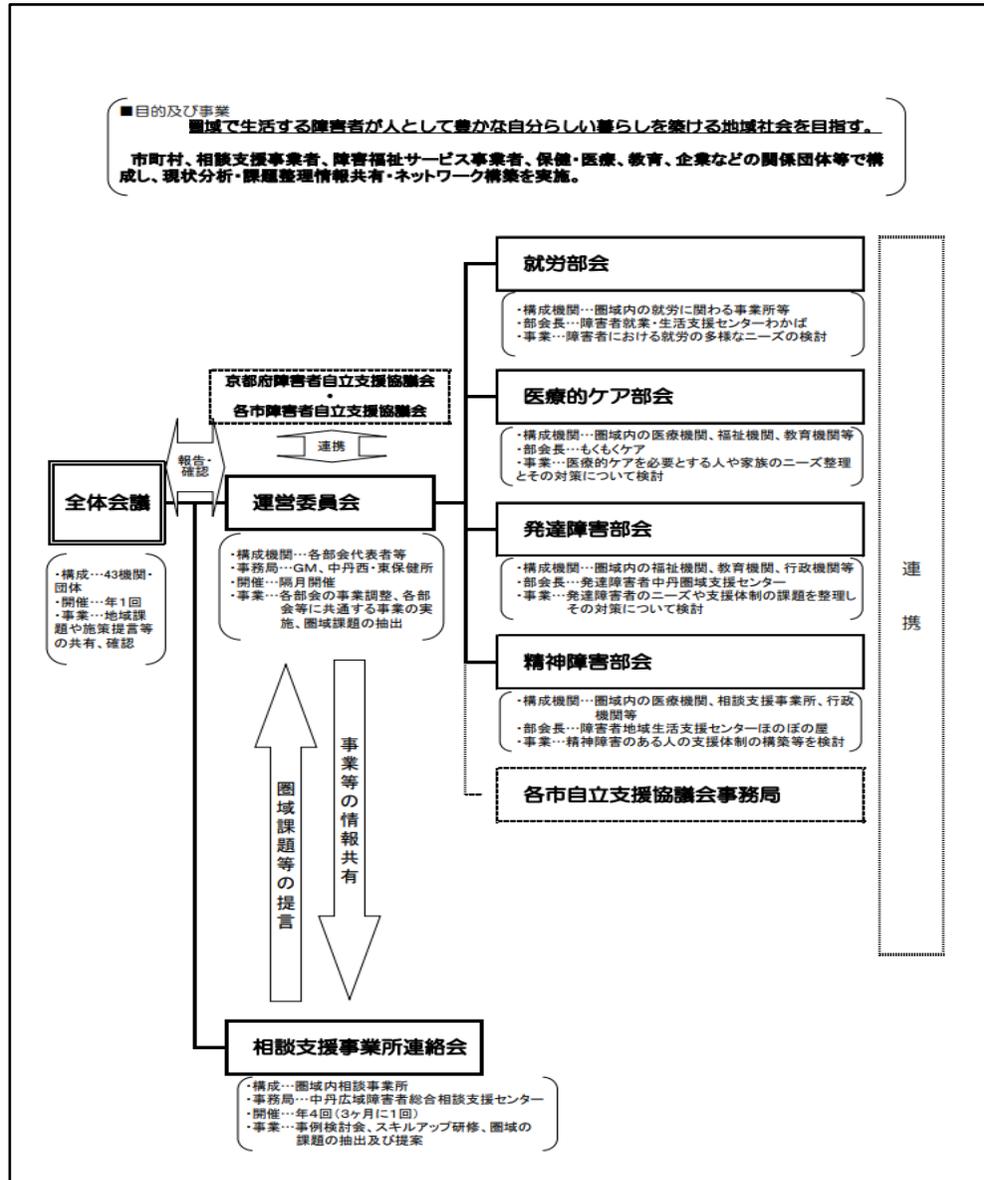
### 当事者、家族、地域住民と協働した重層的な地域包括ケア体制の構築

では、第7次保健医療計画・第6期障害福祉計画等を踏まえ、ケアラー(家族)支援、アウトリーチ事業(長期入院患者等退院後支援事業)、ピアサポーター事業、こころの健康推進員事業、措置入院患者等の退院後支援に取り組んでいます。  
令和5年度においても、オンライン会議や研修を活用しながら、当事者、家族、地域住民とともに地域包括ケア体制の構築を進めていきます。

出典:厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」  
<https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/index.html>

# 【事例】 C圏域障害者自立支援協議会

## ○ 精神障害部会 = 「圏域の協議の場」



## ○ 精神障害部会

### ① 構成メンバー

- ・医療機関 3
- ・各市障害福祉担当者 3
- ・相談支援事業所等 3
- ・労働関係 2

### ② 実施内容(令和5年度)

- 部会会議 4回
- 住まいの問題
- 各市における相談支援システムの整理
  - ・各市の重層的支援体制整備事業の現状
- 家族教室
  - ・ピアサポーター、家族会会員、医療機関でのシンポジウム形式で実施
- 訪問サービス提供者研修 2回
  - ・相談支援事業所が困ってる事例
  - ・介護と障害の連携を考える事例

# 自立支援協議会 精神障害部会を活用した人材育成

	主管課・精神保健福祉センター等	保健所	市町村	医療機関	相談支援事業所	その他の機関
住まいの問題	居住支援協議会の取組の紹介	他圏域の居住支援の取組の紹介				
各機関で課題になっている住まいの場の課題について考える						
各市における相談支援体制の整備			各市の重層的支援体制整備事業についての説明			
各市の相談支援体制を知ることによって関係機関の連携を深める						
家族教室		家族会に講師を依頼	市ピアサポーターに講師を依頼	部会員に講師を依頼		
家族会・ピアサポーター・医療機関の精神保健福祉士の役割を学ぶ						
訪問サービス提供者研修(相談支援事業所が困ってる事例)	事例検討(PCAGIP)のやり方についての技術支援				困っている事例を出す	
事例検討のやり方や事例をとおして各機関の役割を考える						
訪問サービス提供者研修(障害と介護の連携を考える事例)		地域包括支援センター・市生活支援課と動いた事例提供			障害者ケアマネジメントの講師	高齢の地域包括ケアセンターも研修に参加
障害者ケアマネジメントや障害と介護の連携について講義と事例で学ぶ						

# 【事例】都道府県による市町村支援 「こころの健康推進員事業」

## 市町村と協働した精神保健福祉に関する普及啓発

### 概要

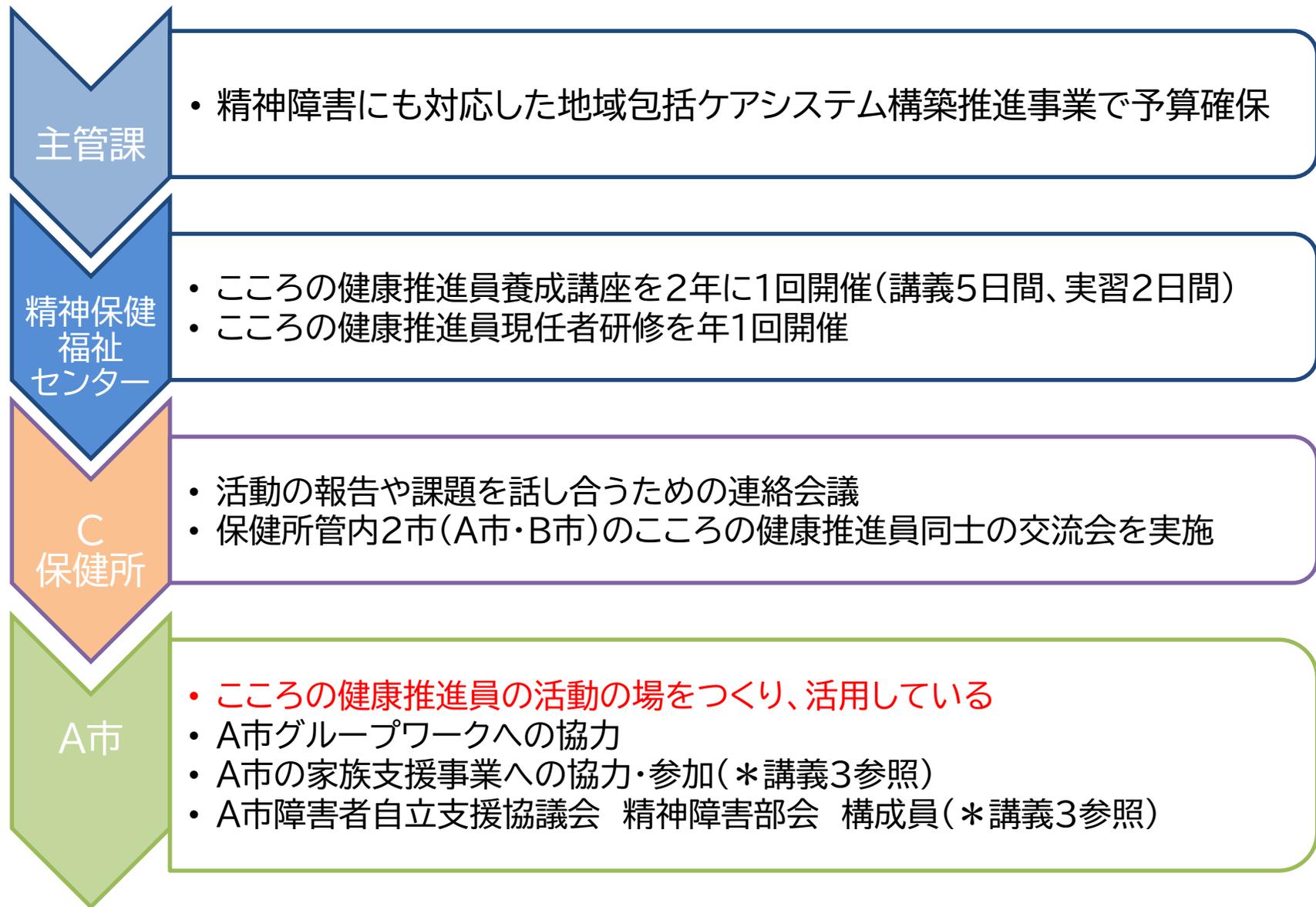
- D県では、平成10年から県内の地域住民を対象として「こころの健康推進員」を養成し、令和6年度は66名の推進員が、市町村でサロン活動の運営や市町村グループワーク等で活動している。
- 令和4年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業で実施

### 取組内容

- こころの健康推進員は地域住民として精神障害のある方の『よき理解者、よき仲間』としての役割を担っている。今後、最も充実を期待する支援として、市町村活動支援の充実があげられており、市町村単位での活動の充実を図っていく必要がある。(令和5年度実績)

活動内容	件数
保健所や市町村が実施する行事や事業に参加協力した	903
障害者支援施設等の業務に対する協力支援を行った	373
障害者やその家族等からの相談に応じ、または支援を行った	82
精神障害に関する正しい知識の普及や偏見・誤解の解消に向けた啓発活動を実施又は参加した。	17
その他(サロン運営・当事者団体への支援・その他の活動)	576

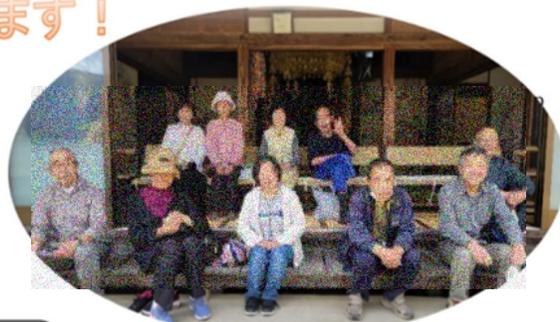
# 【事例】 D県による市町村支援 こころの健康推進員におけるA市との連携



# 【事例】A市のグループワークの取組

こんなことやっています！

絵手紙  
おしゃべり会  
ハイキング  
料理教室(現在は休止)  
こころの病のお勉強



料理も  
するよ

今日は  
映画



ほっこりです

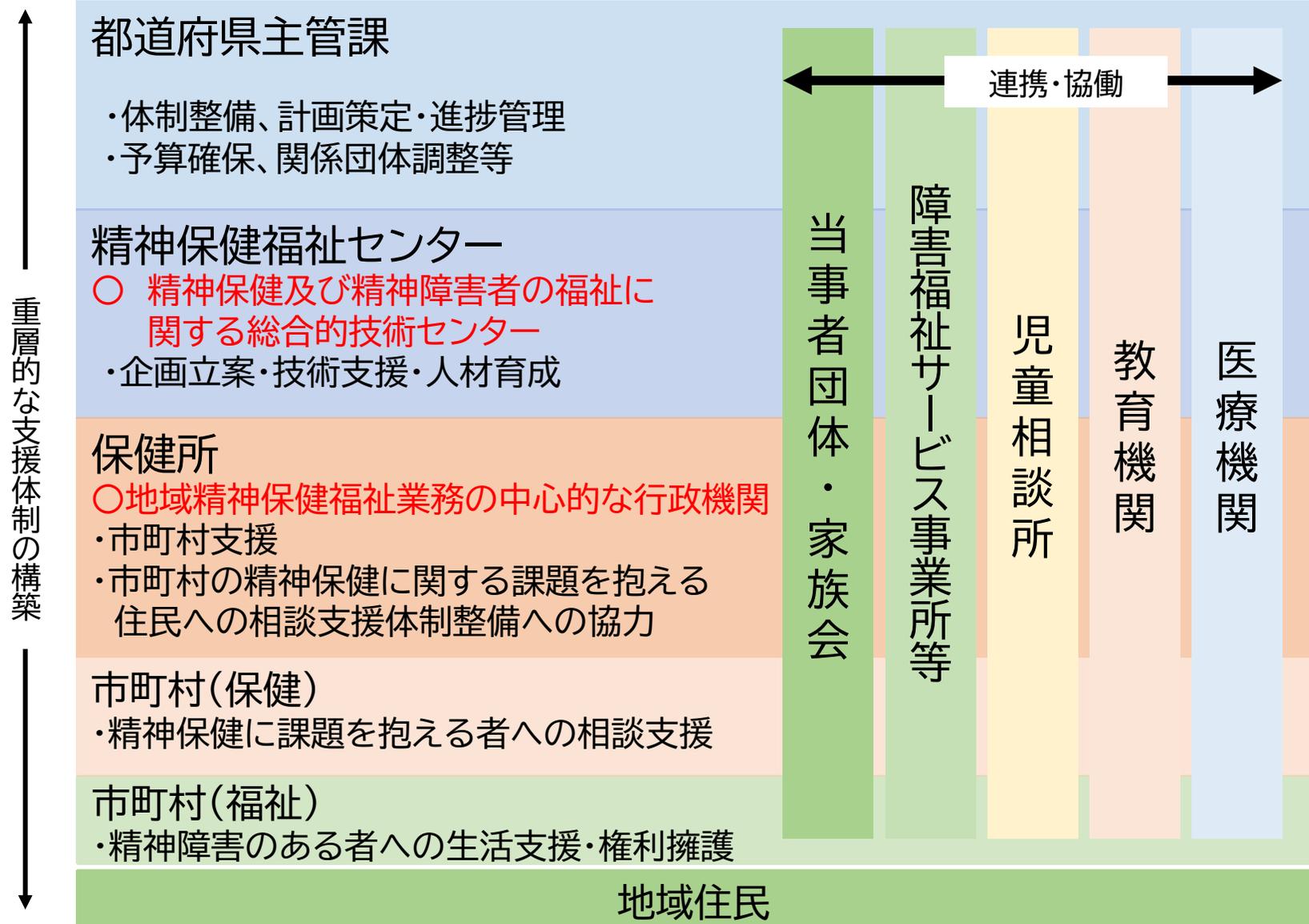
A市のグループワーク活動の様子(イメージ)

1. 定期的な活動の場の提供
  - ・ グループワーク(月3回)

## 特 徴

- ①通所事業に通えないなど、既存サービスを利用できない方々に参加いただいています。
- ②自分たちのことは自分たちでプログラムを決めています。
- ③こころの健康推進員と一緒に楽しく活動しています。

# 協議の場の活用や市町村支援をとおして、重層的な支援体制整備 や関係機関との協働が必要



## 講義4 まとめ

---

- 都道府県の医療体制や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの特徴(強み)を理解するとともに都道府県は市町村の相談支援体制を知ることが重要。
- 精神科医療との連携について、市町村は、精神科救急医療体制整備事業や保健所の嘱託医等の活用をしていく。
- 保健所の市町村支援は、広域的な調整機能を発揮し、各市のニーズに合わせて実施していく必要がある。
- 多職種の専門職が配置されている精神保健福祉センターの技術支援を活用する。

# 参考文献・資料

---

- 『良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年3月7日厚生労働省告示第65号）』。
- 『「精神保健福祉センター運営要領」について（令和5年11月27日障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）』。
- 『「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について（令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）』。
- 厚生労働省「精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ報告書」,2021.  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00002.html))
- 野口正行『自治体における包括的ケアの推進に関する研究(分担研究報告書). 藤井千代(研究代表),精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究』,2023.  
(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/164062>)
- 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究(研究代表者:藤井千代) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究(分担研究者:野口正行)編『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き-地域共生社会を目指す市町村職員のために(普及版)』, 2022.
- 厚生労働省『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル』.  
(<https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp>)

ご視聴ありがとうございました。

続いて、

【講義5】個別支援の実践  
の動画をご覧ください。